

北海道外来種対策基本方針の概要

I 経過

- 国では、海外から持ち込まれる外来種による生態系等への被害を防止することを目的に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」）を制定。
- これまで、道では、外来生物法に基づく「特定外来生物」であるセイヨウオオマルハナバチやアライグマの防除に関する計画を策定し、市町村などと連携しながら、取組を推進。
- 本道の生物多様性への影響を防止するためには、外来生物法の対象となっていない国内由来の外来種を含めた対策が必要であることから、平成25年3月に制定した「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（以下「条例」）に基づき、外来種による生物の多様性への影響を防止するための基本方針を策定するもの。
- 条例に基づく外来種対策基本方針の策定に当たっては、その素案を北海道環境審議会に諮問するとともに、広く道民の意見を聴取。

II 概要

はじめに

外来種は、在来種の捕食、競合・駆逐などにより生態系の攪乱を引き起こす場合があり、道では「外来種による影響の防止」に関する規定を条例に盛り込み、外来種を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」ことを基本に対策を進めることとし、基本的な考え方や方向性を示すためにこの基本方針を策定。

第1 指定外来種の指定に関する基本的な事項

指定外来種の候補は、「北海道の外来種リスト」及び国の「侵略的外来種リスト(仮称)」を参考に次の項目に基づき選定。

- ・選定の前提
明治時代以降に導入された外来種で、種を単位とし、識別が容易な大きさと生きているものから選定
- ・選定の要件
本道に導入され、かつ定着しているもの等であって、在来種の著しい減少・絶滅をもたらす、生物多様性に著しい影響が生じているもの等を要件
- ・選定の際の考慮事項
他法令で規制されていない種を優先的に選定するとともに、指定に伴う社会的・経済的影響や指定による効果について考慮

第2 指定外来種の規制等に関する基本的な事項

指定外来種の野外への定着等を防止するため、次の項目についての的確な運用を図ることが重要。

- ・指定外来種の特性に応じた適切な飼養等の方法及び飼養施設の構造等を決定
- ・学術研究等のために放つ場合には、生息地などの拡大等を招かない方法で実施
- ・飼養者及び販売者に対して条例上の義務を周知徹底

第3 指定外来種の防除に関する基本的な事項

個々の種に応じた防除方法・防除効果等を勘案して、国、地方公共団体、民間団体等の関係者の協力を得ながら効果的な防除に努力。

- ・希少な野生動植物が多い生息地等で発見された場合には、緊急的防除を実施
- ・広範囲にまん延している場合には、地域の実情に応じた方法で計画的防除を実施
- ・防除体制の充実のほか、地域住民の理解や協力が得られるよう努力
- ・希少な野生動植物の生息地等で防除する場合には、在来種への悪影響に配慮

第4 外来生物法に基づく特定外来生物の防除に関する事項

外来生物法に基づく特定外来生物の防除については、条例に基づく指定外来種と同様に効果的・効率的に推進。

- ・アライグマ等の特定外来生物は、分布の初期の段階で発見し、迅速かつ効率的に防除することが重要であり、その状況等に応じて防除実施計画を策定
- ・特定外来生物の防除は、道民等の取組が必要であり、特に、セイヨウオオマルハナバチの防除は道民参加型として取り組むことが必要
- ・生息等域を拡大しつつある特定外来生物は、その状況等に応じて市町村を促して広域的な視点に立った防除を図るほか、アライグマについては、関係機関等との連携を推進するとともに、捕獲技術等を支援

第5 その他外来種による生物多様性への影響を防止するために必要な事項

外来種による生物多様性への影響の防止するため、条例に基づく指定外来種及び外来生物法に基づく特定外来生物を含めた外来種全般に対する総合的な取組を推進。

- ・道民等の理解の促進と意識の醸成
- ・科学的知見等の集積と共有
- ・推進体制の整備

<参考>

生物多様性保全条例の概要	外来生物法の概要
外来種対策基本方針	特定外来生物被害防止基本方針
指定外来種の指定（特定外来生物等を除く） 指定外来種の防除（緊急的防除・計画的防除）	特定外来生物の指定（アライグマなど107種） 特定外来生物の防除（緊急的防除・計画的防除） ・特定外来生物防除実施計画 （道はアライグマ、アメリカシロギク、セイヨウオオマルハナバチの計画を策定）
北海道の外来種リスト2010（860種）	侵略的外来種リスト（仮称：検討中） 外来種被害防止行動計画（仮称：検討中）